

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年6月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	換気空調系サービスエリア空調機(HVA3-2)用冷凍機(A)の点検時、圧縮機吐出弁固定用ピンに損傷が認められたため、当該弁を交換	
2	3号機	非常用ディーゼル発電機(3A)補助冷却海水系ドレン配管の点検時、腐食による詰まり(5箇所)及び配管ひび割れ(1箇所)が認められたため、当該配管を交換	
3	3号機	中央制御室通常換気循環タンパ(AO-76-335)の全開時、開閉表示ランプの両点が認められたため、開閉表示用リミットスイッチを点検・修理	
4	5号機	主復水器細管洗浄装置(A2)のボール回収器において、上蓋固定用ボルト(1本/6本中)の腐食による締付け不良が認められたため、当該ボルトを交換	
5	5号機	プラントデータ(BOP)タイプにおいて、用紙送りガイド押さえ部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	
6	5号機	原子炉補機冷却水系熱交換器の出口冷却水温度において、中央制御室の温度指示計と現場温度調節器(TIC-54-27)の指示値に相違が認められたため、当該計器を点検・校正	
7	6号機	循環水ポンプ(B)運転中、吐出弁(MO-7-8B2)の開閉表示ランプに両点が認められたため、弁駆動部及び開閉表示用リミットスイッチを点検・調整	
8	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口サンプリング系において、恒温装置の温度制御不良が認められたため、当該装置を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
9	集中環境施設	換気空調系廃棄物処理エリア送風機(B)の出口ダンパにおいて、駆動用電磁弁エアフィルタ下部のドレンプラグ部より微少のエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	
10	集中環境施設	プロセス主建屋造粒固化体貯槽(D)の下部床面において、塗装の剥離等が認められたため、当該床面を補修塗装	
11	集中環境施設	雑固体焼却炉エリアへのろ過水供給圧力計(PI-R29-550)において、指示不良(オーバースケール)が認められたため、当該計器を点検・校正	
12	集中環境施設	洗濯廃液系脱塩塔(A)の出口導電率計(CE-R37-204A)において、指示不良(ドリフト)が認められたため、当該導電率計を点検・校正	
13	集中環境施設	雑固体焼却炉建屋排気プロセス放射線モニタ系サンプルポンプ(A)において、起動不能が認められたため、当該ポンプ及び制御回路点検・修理	
14	集中環境施設	サブレーションプール水サージタンク建屋屋上において、ろ過水配管(50A-SPT-304)に腐食が認められたため、当該配管を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで